

SPC JINJIKEN NEWS



残業代不払いで1,348社を是正指導 対象者・支払額は大幅減 (12月27日)

厚生労働省は、残業代の不払いがあったために労働基準監督署が是正指導を行った企業が2015年度に1,348社（前年度比19社増）あったと発表した。対象労働者数は9万2,712人（同11万795人減）、支払われた合計額は99億9,423万円（同42億5,153万円減）で、いずれも大幅に減少した。〔関連リンク〕

平成27年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146857.html>

■厚生労働省作成「育児・介護休業規程」新旧対照表ダウンロード (12月31日)

厚生労働省作成「育児・介護休業等に関する規則の規定例（詳細版）」の新旧対照表データを下記からダウンロードすることができます。

【Word形式】

http://www.horei.co.jp/sjs/blog/shinkyuu_taisyohyou201612.docx

【PDF形式】

http://www.horei.co.jp/sjs/blog/shinkyuu_taisyohyou201612.pdf

※作成は岡崎教行弁護士（牛嶋・寺前・和田法律事務所）

マイナンバーカードを保険証代わりに2018年度にも (1月3日)

政府は、2018年度にもマイナンバーカードを医療機関で健康保険証として使用できるようにする方針を明らかにした。医療機関からの診療報酬請求を受ける審査支払機関が健康保険組合などからの委託を受ける形で資格確認を行い、照会に答える仕組みとし、利用開始から当分の間は従来の保険証との併用とする見込み。厚生労働省は2017年度予算案に関連費用を計上している。

三菱電機を違法残業で書類送検 (1月11日)

神奈川県労働局は、三菱電機の研究所に所属していた男性社員（31歳）に違法な残業をさせたとして、労働基準法違反容疑で同社と当時の上司を書類送検したと発表した。2014年1～2月に、労使協定で定めた上限の月60時間を超える78時間超の残業を男性にさせた疑いが持たれている。

「プライバシーマーク」取得企業が1.5万社超に (1月11日)

個人情報の適切に管理していると認められた事業者には与えられるプライバシーマークの取得企業が今年度1万5,000社を超えた。取得事業者が起こした個人情報漏えいや紛失なども過去最高の1,947件に上っている。一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）は、

2017年2月号

改正個人情報保護法の施行（今年5月30日）に伴い、審査内容を改正法に沿ったものに変更するとしている。

〔関連リンク〕

プライバシーマーク制度（JIPDEC）
<https://privacymark.jp/>

「違法な時間外・休日労働」4割強の事業所で確認（1月17日）

厚生労働省は、労働基準監督署が昨年4～9月に実施した立入調査で、全国約1万事業所のうち43.9%（4,416）の事業所で違法な長時間労働（時間外・休日労働）を確認し、是正勧告を実施したと発表した。調査を実施したのは残業が月80時間超の従業員がいるとされた事業所。昨年4月に調査対象を従来の「月100時間超」から「月80時間超」に拡大したことにより、調査対象事業所の数が前年の2倍強に増加し、勧告の件数も増えた。

〔関連リンク〕

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148739.html>

個人の労働時間が2000年比で約1割減 内閣府分析（1月18日）

内閣府は、景気の現状と先行きを分析した報告書「日本経済2016-2017」を発表し、労働力人口は維持されている一方、労働時間の短縮化が進み、国内の労働供給力は減っていると分析したことがわかった。1人当たりの労働時間は2015年には2000年と比べ、男性は約8%、女性は約9%減った。

〔関連リンク〕

日本経済2016-2017（内閣府）
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/keizai2016-2017pdf.html>

「残業時間の上限規制」法制化を検討 政府（1月20日）

政府は、2月1日開催の働き方改革実現会議において残業時間の上限規制を検討する議論に入ることがわかった。「特別条項付き三六協定」に強制力のある上限を設定し、違反企業に対する罰則も設ける考え。1カ月単位だけでなく半年や1年単位の上限も設定する。

年金IDの取得容易に（1月24日）

日本年金機構は、「ねんきんネット」の利用を促進するため、4月から「ねんきん定期便」で、必要なIDを簡単に取得できる案内を行う。ねんきん定期便にスマートフォンなどで読み取れるQRコードを入れ、個人ごとの番号も記載して、基礎年金番号などと合わせてネットに入力すれば、その場でIDが発行されるようになる。

残業月100時間超で産業医報告を義務化へ（1月25日）

厚生労働省は、企業に対し、月100時間を超えて残業している従業員を産業医に報告することなどを義務化する。今年度中に省令を改正し6月から運用を始める方針。健康診断で異常が見つかった従業員についても月の残業時間や夜勤回数など産業医が求める情報を提供させる。過労死等を防止するため産業医の権限を拡大する。



トピックス 改正個人情報保護法①／全面施行は平成29年5月30日

改正個人情報保護法(平成27年改正)の施行期日は、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(一部を除く。)とされていましたが、その政令で定める施行期日が「平成29年5月30日」とされました。

改正個人情報保護法のポイントは、次のとおりです。

◆◆◆ 改正個人情報保護法のポイント ◆◆◆

●個人情報の定義の明確化

- ・ 個人情報の定義の明確化 (新たに顔認識データといった身体的特徴などを個人情報として明確化)
- ・ 要配慮個人情報に関する規定の整備 (「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴(健康情報を含む)など不当な差別、偏見が生じる可能性のある個人情報のこと。原則として本人の同意を得ることを義務化、オプトアウトでの第三者提供の禁止)

●適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 (「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもの。いわゆるビッグデータの有効活用が狙い)

●個人情報の保護を強化(名簿屋対策)

- ・ トレーサビリティの確保 (第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・ 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

●本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出[平成29年3月から受付け]、公表等の厳格化

●利用目的の変更を可能とする規定の整備

●取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応(適用拡大)

その他、個人情報の取扱いのグローバル化への対応なども図られます。

特に、小規模取扱事業者への対応には注意したいところです。これまでは取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者であるために適用されていなかった個人情報保護法における規定が、平成29年5月30日からは適用されることとなります。

<取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者にも必要となる対応の例>

- ・ 取得(利用目的)に関する対応……「利用目的の特定、通知又は公表」など
- ・ 情報管理に関する対応……「安全管理措置」など
- ・ 提供に関する対応……「事前の本人同意の原則」など
- ・ 公表・開示等に関する対応……「保有個人データに関する事項の公表」など

最新情報 雇用保険率の引き下げなどを盛り込んだ雇用保険法等の改正を検討

給付の充実と負担の軽減の両面から雇用保険法等の改正が検討されてきましたが、その内容が具体化してきました。簡単に内容を見てみると、次のとおりです。

雇用保険法等の改正案要綱の概要

- 給付の充実**：失業保険金（基本手当）の給付単価の上限と下限の引き上げ、所定給付日数の一部見直し、リーマンショック時に設けられた暫定措置の整備のほか、移転費、教育訓練給付金、育児休業給付金について充実を図る。

※育児休業給付金については、保育所に空きがない場合の育児休業期間を、現行の「子が1歳6カ月に達するまで」から「子が2歳に達するまで」に延長予定。

- 負担の軽減**：平成29年度から平成31年度までは、とりあえず、国庫負担の割合と雇用保険率を引き下げる。

※雇用保険率については、失業等給付分の率を引き下げ予定。

一般の事業においては、次のとおり（弾力条項も加味）。

平成28年度（現行）：失業等給付分0.8%〔労使折半負担〕＋二事業分0.3%〔事業主負担〕

平成29年度（予定）：失業等給付分0.6%〔労使折半負担〕＋二事業分0.3%〔事業主負担〕

最新情報 事業主が行う健康保険・厚生年金保険の届出（訂正とお知らせ）

前月号において、平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、“「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号欄が追加されます”とお伝えしましたが、当初の予定が実施の間際に変更され、今回の改正では、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」には、個人番号欄を追加しないこととされました。

なお、「被保険者資格取得届」には個人番号欄（マイナンバー欄）が設けられますが、前月号でもお伝えしたとおり、当分の間、特別な取扱いがされます。この件について、昨年12月28日付で、日本年金機構から次のようなお知らせがありました。

被保険者資格取得届に関する日本年金機構からのお知らせ

平成29年1月以降、健康保険組合管掌の事業主のみなさまにおかれましては、被保険者資格取得届について、基礎年金番号欄とマイナンバー欄のある新様式をご利用いただくこととなる予定ですが、日本年金機構へ届け出ただく被保険者資格取得届については、必ず基礎年金番号を記入いただきますようお願いいたします。（マイナンバーの記入は不要です。）

なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌の事業主のみなさまにおかれましては、従来どおり、基礎年金番号欄のみの現行様式をご利用ください。